

議案第2号

八雲町地域公共交通計画策定業務の委託業者を下記のとおり指名する。

社 名：日本データーサービス株式会社

代表者：代表取締役 石原 知樹

設 立：1971年（昭和46年）

職員数：158名

資本金：20,000千円

所在地：〒065-0016 北海道札幌市東区北16条東19丁目1番14号

八雲町地域公共交通計画策定業務について

別紙「八雲町地域公共交通計画策定業務 特記仕様書（案）」のとおり。

八雲町地域公共交通計画策定業務 特記仕様書（案）

1. 業務名

八雲町地域公共交通計画策定業務

2. 業務目的

本町では、令和 2 年 3 月に町内の公共交通の方向性を示す「八雲町地域公共交通網形成計画（以下、「現計画」という。）」を策定し、持続可能な公共交通を維持・確保していくための施策や事業に取り組んできた。

また、令和 5 年度には、根拠法令である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正（令和 2 年 11 月）を受け、地域内フィーダー系統補助を継続するため、現計画について所要の変更を行ったところである。

しかし、現計画の策定以降も、人口減少や少子高齢化の進展に伴う路線バスの利用者の減少や減便・廃止、バス事業者等における乗務員不足の深刻化などにより、交通事業者自らの経営努力だけでは現在の公共交通サービスを維持することが困難な状況となっている。

このことは、町民の通院、買物、通学などの日常生活に必要な移動の手段を奪うことになりかねず、地域社会の変容ひいては衰退を招くことが危惧されるものである。

このような状況を踏まえ、本業務では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の枠組みと町内の輸送資源を最大限活用しながら、今後の本町の公共交通ネットワークの再構築と活性化を一層促進し、将来にわたって利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供していくため、令和 7 年度で計画期間の満了を迎える現計画の評価及び見直しを行い、「八雲町地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」を策定（改定）するものである。

なお、本計画の策定にあたっては、交通事業者や地域の関係者等との連携と協働を通じて地域公共交通の再構築を進める必要があることから、法定協議会を開催しつつ、協議を重ねて策定するものとする。

3. 業務の期間

本業務の履行期間は、令和 6 年 6 月○日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

なお、本計画の策定には令和 6～7 年度の概ね 2 箇年を想定している。

4. 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了にあたり契約書に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等届（経歴書添付）
- (3) 業務実施計画書及び工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書

5. 貸与資料

発注者は、本業務の実施に必要な関連資料を受託者に貸与するものとする。

なお、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し業務完了後直ちに返却するものとする。

また、貸与された資料については、その重要性を認識し、取り扱い及び保管に十分に注意するものとする。

6. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。

7. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

8. 業務の内容

(1) 計画準備

受託者は、本仕様書に示す内容を確認し、実施内容について発注者と十分な打合せを行い、策定手順とスケジュールを明確にした業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得て事業を実施する。

(2) 関連計画及び地域概況整理

1) 関連計画の収集及び整理

本町における公共交通に関する上位・関連計画等を整理し、本計画の位置づけを明確化する。

2) 地域概況整理

①各地区の人口・世帯の状況整理

住民基本台帳や国勢調査等を活用し、地域の現状を整理する。

②町内地域公共交通の運行状況整理

町内を運行するバス・JR等の運行概要（路線図・運行便数等）や町民の移動に係る施策を整理するとともに、各路線の利用者数や町民の生活移動の確保・維持に係る経費の推移についても整理する。

(3) 地域公共交通の実態整理

1) 公共交通等の現況整理

既存データ等を活用し、町内交通事業者の運転手数や車両台数等の状況について、整理を行う。

(4) 町民ニーズ把握調査の実施

1) 町民ニーズ把握調査実施検討

町民の移動状況の把握や町内交通に対するニーズを把握することを目的に、無作為に 2,500 世帯（各世帯 2 票配布）を抽出し、アンケート方式により町民ニーズ把握調査を実施する。

なお、調査内容については、町民の移動状況を把握する項目のほか、町内交通に対する満足度等のニーズ把握に係る項目を設定する。詳細については、発注者と協議の上、決定する。

2) 町民ニーズ把握調査実施準備及び実施

町民ニーズ把握調査の実施に向け、調査票の作成のほか、発送・回収に係る準備、回収後の入力作業を行う。

なお、回収率については 30%を見込む。

3) 町民ニーズ把握調査結果の分析・取りまとめ

2) で入力した調査結果について、分析・取りまとめを行い、町民意見交換会や計画策定に活用できる基礎資料として整理する。

(5) 地域公共交通の問題点・課題の整理

前段で整理した内容や各種調査結果から、本町の公共交通における課題を整理する。

(6) 協議会の運営支援

八雲町地域公共交通活性化協議会の開催に向け、必要となる資料作成のほか、協議会当日の資料説明・質疑応答などの運営支援を実施する（1 回/年を想定）。

(7) 打合せ協議

事業を円滑に進めるための打合せ協議を実施する（3 回/年を想定）。

なお、事業の特性を踏まえ、打合せ回数については、発注者と協議の上、増加させることも検討し、増加分については、メールや電話、オンライン会議等、状況に応じて適切な手法での実施を検討する。

9. 成果品

本業務が完了した時は、次に掲げる成果品を納入するものとする。なお、成果品の原稿は Word、Excel を基本とし、納品後、発注者が修正及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

成果品名	数量	備考
報告書（電子データ）	1 式	Word、Excel 形式及び PDF 形式
報告書（製本）	3 部	加除式ファイル製本（タイトル印字）
その他関連資料	1 式	DVD-R 等

10. 成果品納入場所

八雲町役場 政策推進課

11. 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて得た資料並びにデータの紛失、滅失、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、発注者の指示に従うこと。受託者は、発注者から廃棄の指示を受けた時は、速やかにデータを廃棄し、報告すること。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令及び八雲町個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の職員は、本業務に係る際には常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消等

受託者が業務の実施において疑義が生じる場合には、必ず業務担当者との協議し承認を得ること。

(5) 成果品に係る留意事項

本業務成果品については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については、用語解説または注釈を付記することとし、レイアウトを工夫し、グラフ等データを盛り込んだわかりやすいものとする。

本業務の報告書等の成果品の一部または全部を発注者等が発行する出版物やインターネットコンテンツに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果品を作成すること。